

富士河口湖町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

富士河口湖町教育委員会

## 目次

1. 計画の趣旨・現状 . . . . . 1
2. 目標 . . . . . 1
3. 計画の期間 . . . . . 1
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . . . 2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . . 3

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の公布について(通知)」(令和7年6月18日7文科初第793号)にて、服務監督教育委員会は文部科学大臣の指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされた。

富士河口湖町教育委員会は、教員の多忙化改善を図るとともに教員が子供一人ひとりと向き合う時間の確保につなげることを目的とし、本計画を定める。(R6 総合教育会議より)

### (2) 本町の現状

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
約35時間	26%	4.3%

## 2. 目標

○「山梨県公立学校働き方改革取組方針(令和7年3月改定)」の目標値を達成し、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することを目指す。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

【目標】

年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
約30時間	0%	0%

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックの実施率100%

## 3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本町では、目標達成のため、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 指針※1 第2章第3節「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### イ学校以外が担うべき業務

- ◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応「3分類」⑤関係)

- ・「山梨県教育委員会における関係者からの過剰な要求等への対応方針」に基づき、子どもに影響が生じている場合や、学校だけで解決することが困難な場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家を活用できる環境を構築する。

#### ロ教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◆ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、県及び町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

#### ハ教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ◆ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑤⑥関係）

- ・学校に ICT 支援員を配置し、ICT 機器を使用した授業・校務のサポートを行う。

- ◆ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑨関係）

- ・町に スクールソーシャルワーカー及び総合教育相談員を配置し、家庭など生活環境に課題を抱えている児童生徒や保護者の支援を行う。

- ・学校に 学校生活支援員を配置し、児童生徒の学習支援、生活支援を行う。

### (2) 学校における措置の推進

- ・年度初めの校務分掌を分担する際には、一部の教員の負担が大きくなることのないよう慎重に調整する。その際、分掌が教員の業務として必要か見直しを行う。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

また、ストレスチェックにて、高ストレス判定となった教職員に対して面談・健康相談を実施できる体制を整備する。

※1 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、富士河口湖町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、富士河口湖町のHPで公表するとともに、総合教育会議において報告することとする。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、山梨県統合型校務支援システムで把握し、その他の目標については、富士河口湖町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行う。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。